

大阪広域水道企業団公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する第152条第2項の規定により、大阪広域水道企業団企業長職務代理者を次のとおり定める。

令和5年6月5日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

令和5年6月9日から大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府指令市第2654号）第8条第3項の規定に基づく互選までの間、大阪広域水道企業団副企業長松本竜三が企業長の職務を代理する。